

進路だより

進路動画はこちら！



第 27 号

令和 8 年 1 月 29 日
新座市立第五中学校
第三学年進路指導部発行

◇県公立高校の志願先変更について

⇒希望する人は、事前に担任の先生とよく相談してください。

県公立高校の一般募集では、次の期間内に 1 回だけ志願先を変更することができます。

志願先変更期間：2/18(水)の9時～2/19(木)の16時

方法：1. 事前に、「志願先変更願」を担任より受け取り、必要事項を記入し、中学校の承認をもらう。

2. 電子出願システムにて、志願情報修正を行う。(次の志願先変更Ⅰ～Ⅲのいずれか該当するもの)

3. 「志願先変更願」を持って、最初に出願した高校へ行き手続き。「志願先変更証明書」を受け取る

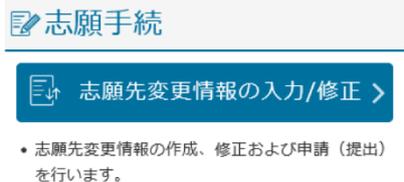
4. 新たに出願する高校へ、「調査書(紙)」と「志願先変更証明書」を提出する。

※『不登校の生徒などを対象とした特別な選抜』の場合は改めて「自己申告書」も提出する！

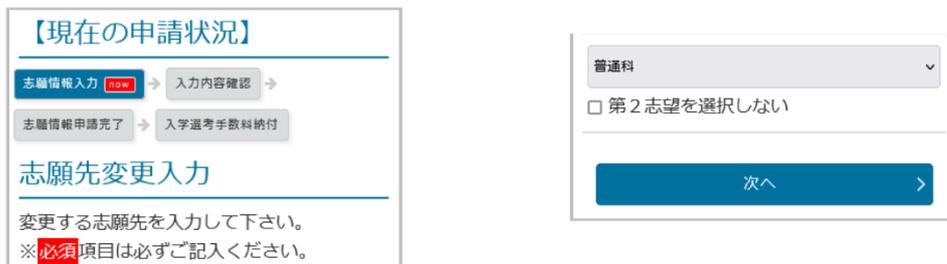


【志願先変更Ⅰ】県立・川越市立→県立・川越市立 の場合

- ① 2月18日(水)9時になり次第、中学校側によって志願先変更が可能となる処理が行われる。処理が完了すると、志願先変更ができるようになったことのお知らせするメールが届く。その後、電子出願システムにログインすると『志願先変更情報の入力/修正』ボタンが表示されるので、それを選択する。



- ② 【志願先変更入力】画面が表示されるので、変更したい内容に合わせ、志願情報を修正し、『次へ』を選び次の画面へ。



- ③ 【入力内容確認】画面が表示されるので、登録内容に問題なければ、『申請する』ボタンを選択する。

- ④ 【志願先変更申請完了】画面が表示される。
入学選考手数料の再納付が必要な場合は、[入学選考手数料納付] ボタンが再度表示されるので、志願情報登録の時と同じ手順で再納付します。

※再納付が必要で、かつ、再納付がされていない場合、志願先変更情報を高校に提出できません。

- ⑤ 申請内容を中学校で確認し、承認されたら上の方法3から手続きを進める。



Point

志願先変更時の入学選考手数料の再納付について

志願先変更の際、入学選考手数料の再納付が必要な場合は、志願先変更申請後、[入学選考手数料納付] が再度表示されます。志願情報登録時の志願先および納付した金額によって、再納付する金額が変わります。入学選考手数料納付画面に表示されている金額で納付してください。

【志願先変更することで、入学選考手数料の全額を再納付する例】

- ・ 県立高校から、各市立高校へ志願先変更した場合
- ・ 市立高校から、県立高校、志願先変更前の高校と異なる市の市立高校へ志願先変更した場合

【志願先変更することで、入学選考手数料の差額を再納付する例】

- ・ 県立高校の定時制課程から、県立高校の全日制課程へ志願先変更した場合
- ・ 市立高校の定時制課程から、同じ市の市立高校の全日制課程へ志願先変更した場合

【志願先変更Ⅱ】さいたま市立・川口市立→県立・川越市立 の場合

- ① さいたま市立・川口市立の高等学校への出願情報について必要な手続きをそれぞれの高校に確認する。
- ② 1月27日(火)9時～2月17日(火)17時 の間に志願情報仮申請(「さいたま市立、川口市立の高等学校に出願していた」という情報を、電子出願システムに登録する)を行う。申請方法は、志願情報申請(進路だより第26号参照)と同じです。ただし、募集区分は「さいたま市立からの志願変更受付」又は「川口市立からの志願変更受付」を選ぶ。
- ③ 申請内容を中学校で確認し、承認を受ける。
- ④ 【志願先変更Ⅰ】と同様に、2月18日(水)9時になり次第、手続きを進める。

～④の注意事項～

- ・募集区分のうち、「さいたま市立からの志願変更受付」「川口市立からの志願変更受付」は 選択しない
- ・募集区分のうち、「不登校の生徒を対象とした特別な選抜」「帰国生徒特別選抜」は、先に志願した高等学校で同じ特別選抜で出願していたときのみ、新たに志願する高等学校でも出願することが可能です。誤って選択しないようにしてください。

【志願先変更Ⅲ】県立・川越市立→さいたま市立・川口市立 の場合

- ① 2月17日(火)13時以降に、中学校側によって志願取消が可能となる処理が行われる。処理が完了すると、志願取消ができるようになったことのお知らせメールが届く。その後、電子出願システムにログインすると『志願取消』ボタンが表示されるので、それを選択する。



- ・志願取消を行います。
- ・志願取消を行う場合は、中学校等(在籍/卒業校)の許可が必要です。

- ② 【志願取消】画面が表示される。志願の内容に赤い取消線がついた状態で志願情報が表示されるので、内容を確認し、[志願取消する]ボタンを選択する。

全ての志願を取消します。	
募集区分	普通科
一般募集	第2志望
課程区分	理数科
全日	
志願高校	志願取消する
埼玉県立さいたま高等学校	

- ③ 【志願取消申請完了】画面が表示される。申請内容を中学校で確認し、承認されてから手続きを進める。
- ④ 新たに志願する高等学校へ、志願先変更登録(出願)をする。
さいたま市立、川口市立の高等学校は使用している電子出願システムが異なりますので、出願の方法と入学選考手数料の納付方法については、新たに志願する高等学校や、各市教育委員会に確認しておく。
- ⑤ ④まで進められたら、この進路だよりの表面、上の方法3から手続きを進める。

【志願先変更Ⅳ】さいたま市立・川口市立→さいたま市立・川口市立 の場合

埼玉県立高等学校電子出願システムは利用しません。必要な手続については、さいたま市立、川口市立の高等学校及び各市教育委員会に確認してください。